

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」 に関する慣行レベル策定要領

第1 目的

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「特別栽培農産物」に係る化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素施用量の慣行レベル(以下「慣行レベル」という。)については、消費者の信頼性を高めるため、地方公共団体が策定又は確認(以下「策定等」という。)することとなった。

このため、本要領に基づき適切な慣行レベルの策定を行う。

第2 策定主体

- (1) 慣行レベルは県が策定等を行う。
- (2) 策定に係る事務は経営技術課で所管する。

第3 対象品目及び作型

県内で一定規模以上の販売を目的とした栽培が行われており、農薬及び肥料の一般的な使用状況が確認可能な品目及び作型について策定する。

第4 策定手続き

- (1) 慣行レベルの策定等を申請する生産者等は、「化学合成農薬及び化学肥料使用の慣行レベル策定申請書」(別記様式1)及び「農薬及び肥料の使用状況」(別記様式2)を地域振興局・支庁農林水産部農政普及課長を經由して経営技術課長に提出する。
- (2) 申請を受けた経営技術課長は、当該作目を含む作型について慣行レベル策定の可否を判定し、すみやかに申請者に通知する。
- (3) 策定等可能な品目・作型については、慣行レベル策定等のために別に定める検討会(以下「検討会」という)を開催し、慣行レベル案を作成する。
- (4) 経営技術課長は慣行レベル案を基に関係機関の意見を聴取の上、慣行レベルを策定又は確認する。

第5 慣行レベルの変更

慣行レベルの変更は第4に準じて行う。

第6 策定等の時期

策定等の時期は原則として1月から6月までに申請された品目については9月、7月から12月までに申請された品目については3月とする。

第7 慣行レベルの公表

慣行レベルの策定・確認・変更を行った場合は、すみやかに関係機関に通知するとともに、ホームページ等を利用して公表し、周知に努めるものとする。

第8 その他

その他必要な事項については別に定める。

- 附則
1. この要領は平成15年4月30日から適用する
 2. この要領は平成16年2月4日に一部改正する
 3. この要領は平成16年4月1日に一部改正する
 4. この要領は平成19年4月3日に一部改正する
 5. この要領は平成22年4月1日に一部改正する
 6. この要領は平成28年4月1日に一部改正する
 7. この要領は平成31年4月1日に一部改正する